

## 尾道市工事検査等の基本方針

### 1 検査専任職員による工事検査の実施

- (1) 検査の透明性を確保し、工事の評価をより公平・客観的に行うため、原則として「検査専任職員による工事検査」を実施する。
- (2) 尾道市建設工事検査規程（平成23年訓令第15号）第3条に該当する職員により検査するもので、請負代金額250万円以上の工事を対象とする。

### 2 検査の効率化の促進

検査を的確で迅速及び公平に実施するため、次の事項について処理するものとする。

#### (1) 検査マニュアルを充実

検査員の個人判断によるばらつきを縮小し、より公平で客観的に工事検査が行えるよう、検査の手順、ポイント、注意点等を表したマニュアル等を制定し、必要に応じて随時更新し、合理的で均質な検査ができるよう指導を行う。

#### (2) 検査等の平準化を推進

検査及び工事成績評定の基準や手法について、周知を行い、検査のレベルアップと平準化を図る。

### 3 受検時の「施工体制の適正化」に資する工事検査の実施

全ての工事を完成し、かつ、契約書において義務付けられている工事記録写真、出来形管理資料、工事報告書等の資料の整備が全て完了していなければ、しゅん工検査は実施しないものとする。

### 4 検査結果等の監督業務への反映

#### (1) 検査事項の記録と集約

各検査員は、検査時の手直し指示や改善指示等、また指示に対する対応の結果等を記録し、集約する。

#### (2) 受検体制の指導

各検査員は、検査が円滑に遂行できるよう、監督員に対して、工事完成届書受理前に必要提出書類の完備と工事現場の完了の確認を徹底させる。

#### (3) 会計検査等の結果指導

会計検査、監査等の結果を業務執行上の留意事項として取りまとめ、関係職員に周知することにより、検査・監督業務に反映させる。

#### (4) 職場研修の実施

各検査員は、関係職員と連携し、検査結果及び会計検査等の受検結果等に基づき、監督・検査に関し必要とされる事項について、関係職員に対する職場研修を実施するものとする。

## 5 品質確保のための取組み

### (1) 中間検査の完全実施

中間検査の完全実施などを通じて、工事内容、施工管理及び安全管理等について、積極的な指導を行う。特に、低入札価格調査対象工事については、中間検査の完全実施により品質確保に努めるものとし、必要に応じて、中間検査の回数を増すこととする。

### (2) 工事担当課長の検査立会

工事担当課長の現地の認識を促すため、中間検査対象工事の立会人は、原則として工事担当課長とする。

### (3) 不可視部分の確認

粗雑工事が社会的に大きく問題視されており、これらの解決のために中間検査を通じて、段階確認の徹底を指導する。

### (4) 不適格業者に対する処置

一般競争入札の拡大に伴い、技術力、施工能力の欠如したペーパーカンパニーや監督員等を騙して手抜きを行う不良不適格業者の参入も予想されることから、施工体制や下請契約の適切性を特に注視し、検査を行う。

## 6 検査の透明性の向上

公共工事の透明性と信頼性の確保を目的に、検査及び成績評定に関する規程、要領、基準等の公表を行う。

### 付 則

この方針は、令和8年4月1日から施行する。